

大学共同利用機関法人自然科学研究機構著作物取扱規程

平成18年3月30日

自機規程第 61 号

(目的)

第1条 この規程は、個人名にて公表される論文や著書の著作権等、伝統的に教員・研究者等個人に帰属されるべきものと考えられてきた権利は個人の権利として保障することを前提とした上で、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の研究、事業、教育、その他プロジェクト（以下「研究等」という。）において創出された成果につき、著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項各号及び第11条ないし第12条の2に例示又は規定される著作物等（以下「著作物等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「役職員等」とは、機構において研究等に従事し又は従事した役員、職員、及び次項に定める契約研究者等をいう。

2 この規程において、「契約研究者等」とは、機構と雇用契約関係等にある研究者、及び雇用契約等に基づいて機構から労務の対価の支払いを受けている学生等をいう。

(機構が著作者となる著作物等)

第3条 役職員等が、機構の発意に基づき研究等の成果として職務上作成する著作物等（以下「本件著作物等」という。）は、プログラム著作物を除き、機構の指示する態様に従い、機構名義又は機構名義に機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）名を併記の下に公表すべきものとし、当該著作物の著作者は、その創作の時に創作従事者全員と機構間において別段の定めが存在しない限り、機構とする。

2 役職員等が、機構の発意に基づき研究等の成果として職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時に作成従事者全員と機構間において別段の定めが存在しない限り、機構とする。

3 契約研究者等が作成した本件著作物等の取扱いについては、機構との間に別段の定めがある場合はそれに従う。

(著作権が機構に帰属する著作物等)

第4条 次の著作物等に関する著作権は、機構に帰属する（以下、これらの著作権を総称して、「機構著作権」という。）

- 一 前条により著作者が機構である著作物等
- 二 役職員等が著作権を機構に譲渡することを申し出、機構が承継した著作物等
- 三 機構が契約当事者である共同研究、受託研究、請負契約又は業務委託契約等に

基づき、著作権が機構に帰属するものとされた著作物等

四 機構が研究助成を行うに際して、当該研究の成果の著作権が機構に帰属することを条件とされた研究の成果たる著作物等

2 前項第2号から第4号の著作物等における著作者人格権は、著作者に帰属する。

3 機構は、機構外の者との間で、又は機構外の者の依頼により、共同研究、受託研究、請負又は業務受託等を行い、その成果として著作物等が創作され得る場合には、予め当該機構外の者との間で著作権の帰属及び著作者人格権の取扱い等について文書にて明確に定めておかなければならない。

(機構が許諾契約等を行う著作物等)

第5条 機構は、機構著作権について、機構の裁量により、機構外の者に利用許諾又は譲渡することができる。

(著作物等の届出等)

第6条 役職員等が、機構著作権を機構外の者に利用許諾することを希望する場合には、所定の書式による著作物利用届を予め機構長に提出するものとし、当該届出後、機構長は、利用許諾の可否及び条件等をその裁量において決定するものとする。但し、当該機構著作権が著作物利用届の提出者たる役職員等に帰属している場合には、事前に次条に定める機構への承継手続きを経なければならない。

(著作権の承継及び譲渡等)

第7条 機構長は、第4条第1項第2号の承継手続きを行う場合及び前条により機構著作権を機構外の者に譲渡する場合には、予め、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程(平成16年自機規程第12号)(以下「職務発明等規程」という。)第11条第2項に定める機関に設置する知的財産に関する委員会に対して、承継又は譲渡の是非について諮るものとする。

2 前項に基づき機関に設置する知的財産に関する委員会が開催された場合には、当該委員会の審議内容及び結果を速やかに機構長に報告するものとする。

3 機構長は、前項の報告により、著作権を役職員等から機構が承継すべきとされた場合には、承継するか否かの決定を行い、承継を決定した場合には、直ちに、機構に譲渡することを申し出た役職員等(以下「法人譲渡原著作人」という。)との間で、権利関係を明確にするべく譲渡契約を締結するものとする。

(委任)

第8条 機構長は、第6条から第7条の規定についての権限を、機関の長に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた機関の長は、第6条の規定により利用許諾した場合には機構長に報告しなければならない。

(対価の支払)

第9条 機構長は、第4条第1項第2号により機構が承継した著作物等について機構

外の者に対し利用許諾をし又はこれを譲渡することにより収入を得たときは、法人譲渡原著作者に対価として利用補償金を支払うものとする。

(利用補償金)

第10条 利用補償金の配分は、職務発明等規程第15条を準用する。この場合において、「実施補償金」とあるのは「利用補償金」と、「特許権等」とあるのは「機構著作権」と、「発明者」とあるのは「法人譲渡原著作者」と、「発明時」とあるのは「作成時」と、読み替えるものとする。

(利用補償金の支払)

第11条 利用補償金の支払は、職務発明等規程第16条を準用する。この場合において、「実施補償金」とあるのは「利用補償金」と、「特許権等」とあるのは「機構著作権」と、「発明者」とあるのは「法人譲渡原著作者」と、読み替えるものとする。

(退職又は死亡した法人譲渡原著作者の利用補償金の取扱い)

第12条 利用補償金の支払を受ける権利は、法人譲渡原著作者が退職した後においても存続する。

2 利用補償金の支払を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の相続人がその権利を承継するものとする。

3 法人譲渡原著作者が機構に属さなくなった場合、法人譲渡原著作者又はその相続人は、利用補償金の支払を受けるためには、機構に対し住所、連絡先、及び受領方法を届けなければならない。その届出がなされない場合には、機構長は支払をしないことができる。

4 法人譲渡原著作者又はその相続人は、利用補償金の支払をうける権利の譲渡又は担保の設定をする場合には、事前に機構及び機関に設置する知的財産に関する委員会の議を経て、機構長の承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、機構に設置する知的財産に関する委員会の審議を経て機構長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、著作物等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。